

## 小田原市教育委員会協議会会議録

1 日時 令和3年9月27日（月）午後6時30分～午後7時08分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

### 2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐（教育長）

2 番委員 吉 田 眞 理（教育長職務代理者）

3 番委員 森 本 浩 司

4 番委員 益 田 麻衣子

5 番委員 井 上 孝 男

### 3 説明員等氏名

理事・教育部長 北 村 洋 子

教育部副部長 飯 田 義 一

教育総務課長 下 澤 伸 也

学校安全課長 鈴 木 一 彰

教育指導課長 高 田 秀 樹

学校安全課副課長（保健係長事務取扱）武 井 和 人

教育指導課指導主事 柴 田 典 子  
（事務局）

教育総務課副課長 府 川 雅 彦

教育総務課主査 菊 川 香 織

### 4 報告事項

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その10）

（教育部・文化部）

（2）市立小中学校における臨時休業の基準について

（学校安全課）

### 5 協議事項

（1）オンライン授業に係る家庭の通信環境の整備について

（教育指導課）

### 6 議事等の概要

（1）教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

（2）8月定例会議事録の承認

（3）議事録署名委員の決定…2番 吉田委員、3番 森本委員に決定

---

○柳下教育長 本日は、緊急事態宣言の中での定例会の開催となりました。人と人との接触を避けるため、傍聴については、ホームページ等でできるだけ御遠慮いただくよう御案内しました。

---

(4) 報告事項 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その10)

(教育部・文化部)

**○柳下教育長** 報告事項 (1) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その10)」については、資料配布とさせていただきます、これに関連する報告事項 (2) と協議事項に進みたいと思いますので、御了承ください。

---

(5) 報告事項 (2) 市立小中学校における臨時休業の基準について (学校安全課)

**○学校安全課長** それでは私から御説明いたします。

資料2を御覧ください。始めに、この基準策定の経緯でございますが、本年8月27日付けで文部科学省からガイドラインが示されました。この中で、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携を取り、初動体制についてあらかじめ整理しておくことが重要であること、この場合の学校における濃厚接触者の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方が示されました。

これを受けまして、本市教育委員会ではこのガイドラインの考え方にに基づき、小田原保健福祉事務所、小田原市学校保健会、及び小田原市校長会と調整し、臨時休業の際の基準について定めたものでございます。

その内容についてですが、1「初動対応」として、学校において保健福祉事務所が行う積極的疫学調査への協力、校内の消毒等、必要な感染拡大防止のため、当面の間一旦は児童生徒を下校させることといたします。

表にございますとおり、感染の判明が授業時間中の場合は判明した時点で、児童生徒の安全に配慮したうえで速やかに下校させ、翌授業日を休業といたします。学校の終業以後の判明の場合は翌授業日を休業といたします。

これを基本といたしますが、表の下、※印にありますように個々の感染の状況に応じて保健福祉事務所の助言により、教育委員会と学校で調整し、休業の有無、規模、期間を決めることといたします。

更に補足いたしますと、この休業の考え方は全国的に感染者数が増加し、保健所の業務が滞り、積極的な疫学調査ができない場合に学校をどうするのか、感染拡大防止のためにはまず一旦は学校を休業する必要があることから定められたものです。

ただし、幸いなことに現在は感染者数の減少傾向が続いており、小田原保健福祉事務所の状況も安定し、積極的疫学調査についても感染が判明したその日のうちに実施されております。このため、保健福祉事務所の調査を待つために休業せざるを得ないという事態は発生していないことから、今のところ、初期対応のための休業は実施されておられません。この先も当面の間は初期対応のための休業は実施されることはないと考えております。したがって、初期対応はあくまでも保健所が対応しきれない事態となった際に必要になるものでございます。

次に、2「積極的疫学調査後の対応」ですが、初期対応において感染者、濃厚接触者等判明した際にその状況に応じて、臨時休業の規模、期間をどうするのかを定めたもので、内容

はガイドラインに沿ったものとなっております。それぞれ、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業について記載したものでございます。例えば1つのクラスに2人の感染者があった場合には学級閉鎖とし、この学級閉鎖が2クラス以上の場合はその学年の閉鎖、そして、2学年以上の学年閉鎖が発生した場合には、学校全体の臨時休業というように定めております。

この対応につきましても※印にございますとおり、個々の実業に応じて保健福祉事務所の助言を受け、教育委員会と学校で調整し決定することとしております。

なお、本市で感染者の発生により臨時休業を行ったのは、今までのところ1校のみとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑)

**○吉田委員** 1の初期対応についてですが、安全に配慮したうえで、速やかに下校させる。とあり、放課後児童クラブは開所しないということですが、両親ともに就労している家庭で特に低学年のお子さんが下校する場合、下校後の安全はどんなふうに担保できるのかをお伺いいたします。

**○学校安全課長** 下校時につきましては、基本的に小学生については保護者の方のお迎えが前提になります。ただ、状況によってクラスなのか学年なのか、学校全体なのか、学校全体でとなればある程度通常と同じ下校となるだろうと。ただ、1クラスだけとなると少ない人数になりますので、基本的には保護者のお迎えが必要になるのかなと考えております。

**○益田委員** 初期対応の中で、学校の終業以後は翌課業日が金土日曜の場合は月曜日を休業とするとなっておりますが、分かった時点ですぐに連絡をするのか、その土日に連絡が来ないとお稽古事とか他のいろいろなところに行ってしまって、連絡が来なかったから休まなかったとか、そこから濃厚接触という事例もありますので、どの時点で子供たちに土日も動かないでくださいという徹底をするのかというのは想定されていますか。

**○学校安全課長** まずは判明の時点で通常ですと学校のフェアキャストを使ってすぐに保護者あてに通知を出して、翌課業日がお休みなるよということをお知らせすることになります。そのお休みの間に保健所の疫学調査が入ります。その中で子供たちがどう動いたのかで、どういう対応になってくるのかというのが決まってくるので、土日を挟んだ場合はその間はどうするというのは決めにくいのかなと思います。

**○益田委員** なるべく早く迅速に情報提供をお願いします。

(その他質疑、意見等なし)

(6) 協議事項 (1) オンライン授業に係る家庭の通信環境の整備について (教育指導課)

**○教育指導課長** それでは、御説明いたします。

まず、資料の説明に入る前に、ICT教育の現在の状況を踏まえていただきたく、簡単に御説明いたします。

本市では国のGIGAスクール構想に基づき、本年4月から、児童生徒1人1台の学習用端末による、本格的なICTの活用が始まっています。また、現在、緊急事態宣言を受け、本市小中学校において午前授業のみの短縮授業とし、放課後の家庭学習の一部として学習用端末を持ち帰ることを可能としました。また、登校を控える児童生徒が自宅でライブ配信される授業の様子を視聴することも可能とし、様々な活用が進んでいるところです。児童生徒が家庭において学習用端末を活用するためにはインターネットに接続できる通信環境が必要であるため、通信環境の無い家庭の児童生徒には、現在学校を開放したり、モバイルルーターを貸し出したりして対応しているところです。

今後、ICTを活用した教育を推進していく上で、子供達が主体的に学習用端末を活用するようになると、学校での活用はもとより、家庭学習としての活用が進んでいくことも想定されますことから、教育委員会として家庭での通信環境の整備について考え方を整理しておく必要があります。

本日の資料を基に教育委員の皆様にご意見を伺い、今後のICTを活用した教育の推進に生かしていきたいと思っております。

それでは資料3をご覧ください。

1「家庭の通信環境の現状」です。9月に入り全児童生徒の家庭の通信環境について調査を行った結果、通信環境のある家庭が96.7パーセント、通信環境の無い家庭が3.3パーセントであることが分かりました。令和2年度に全家庭での接続テストを行った際にモバイルルーターの貸し出し実績が全家庭数の5.7パーセントでしたので、通信環境のある家庭が増えていると捉えています。

2「学校、保護者等の意見」です。学校からはこれまでに寄せられた意見や現在の取組の実態を示しています。保護者からは9月に小田原市PTA連絡協議会幹事の方々に行ったアンケートの結果やそこでの意見をまとめさせていただいているものです。

オンライン学習について、学校からは教員のスキルに差が大きいこと、全ての児童生徒に同等の指導を行うことができる段階ではないが、授業のライブ配信や端末の持ち帰りを可能とするなど一歩踏み出し始めたことが分かります。保護者からは、授業のライブ配信を積極的に進めるべき73.3パーセントと期待が高く、感染症対策に有効であることやこれから高校大学、社会人として当たり前に必要な感があることがあげられました。一方で、小中学生にとっては対面式の授業の方が良いという考えや、子供だけで自宅でライブ配信を視聴するだけのスキルや集中力に不安があるとの考えがあげられています。

家庭の通信環境について、学校からは教育の機会均等の観点から、「家庭に通信環境がない家庭があるうちは、一律的に指導としてオンライン学習を取り入れることができない」という考えです。

保護者からは、通信環境の整備は家庭がやるべき60パーセント、行政がやるべき40パーセントと意見が分かれています。既に整備されている家庭が多いことや家庭のことは家庭で用

意すべきとの考えがある一方で、義務教育のうち行政が整備すべきや、家庭や児童生徒の取りこぼしが無いよう行政が支援すべきとの考えがありました。

3「オンライン学習に係る家庭の通信環境の整備に関する考え方」です。家庭の通信環境の整備状況と保護者等の意見、そして家庭におけるICTの活用が児童生徒の主体性によって活用が進んでいく姿を目指していることから、本市では家庭内の通信環境の整備は、各家庭で行っていただくとする考えを原則としていきたいということ案として示しました。

そのための取組として、保護者への丁寧な説明が必要であると考えており、本年度内に文書を発出し、また学校からの説明もできればと考えています。通信環境のない家庭には、ルーターの貸し出しや、就学援助制度による通信費支援など、様々な方法について社会状況を勘案しながら、取りこぼしの無いよう適切な支援を検討していきます。これにより、オンライン授業が必要となる緊急時だけでなく、通常時においても家庭学習での学習用端末の活用を図ることが可能になると考えております。

最後に、2枚目を御覧ください。これはICTを活用した教育を推進していくこれからの計画をイメージ図で表したものです。1年先、2年先、3年先のICTの活用を段階的に進めていく見通しを、これから学校や家庭とともに共通理解を図るためのものとして考えています。現時点では教育委員会としての案として示しているものですが、今後学校との調整を図り、よりブラッシュアップしてまいりたいと考えています。この計画において、家庭でのICTの活用は、令和4年度から徐々に日常的な持ち帰りを想定しており、家庭学習での活用を進めていき、令和5年度以降は、子ども達が主体的に学校でも家庭でも道具として活用していくことを想定しています。

更に、子供の学習以外の面でも、令和4年度から学校と家庭の連絡配信システムを導入し、学校からのお便りを配信する等、保護者にとってICTをより身近なものとして活用していただくことを検討しています。

資料の説明は以上ですが、本日は教育委員の皆様から、「家庭の通信環境の整備」について御意見を伺い、予算編成の参考としたいと存じますので、よろしく申し上げます。

(質疑)

**○井上委員** オンライン学習について、教職員のことで教職員のスキルの差が大きいために児童生徒に同等の指導ができない。まずはできる先生からやっていくという形で一歩進み始めているのかなという感じはしますが、先生方のスキルアップさせる研修だとか、ここまでは統一してやりましょうよというような計画がしっかりできているのかどうか。研修等を踏まえその辺のところをどういう計画をされているのかというのを教えてください。

**○教育指導課長** 教員の活用スキルについての御質問でございましたが、昨年、先行導入以来いくつかの研修を行ってきました。全校で行いましたが導入時研修会ですとか、各学校のITリーダーを集めた連絡会、また今年に入ってから夏休み中に本当ですと6回研修を予定しておりましたが、途中で緊急事態宣言があったために、2回実施したあと、残りの4

回をこの後どう進めていくのかというところで教職員のスキル向上を図っていこうと教育委員会としては考えております。

資料の2枚目を御覧ください。下のところに「教員の活用スキル」として年度ごとに表しているものでございます。令和3年度のところには全教員がICTを活用した授業ができる。ということで、授業の中で学習用端末を何らかの形で活用するというをまず今年度の目標としております。令和4年度につきましては、学習用端末を授業の中で活用するのですが、子供同士の学び合いの中に活用していく。そういったことができるスキルを高めていくということを目指しております。令和5年度については、更に個別最適化した学びと協働的な学びという最終的な大きな目標に向かうために、まずは中心的な教員がそういった目標を具現化できる授業実践を進めていき、全教員がどんなふうな授業が個別最適化した学びと言えるのかというところを研修しながらイメージを持ち、深めていく段階で、現在のところ教員の活用スキルを3年計画で高めていこうと考えています。令和5年度以降 先進的な実践を取り入れながら多くの先生方が並んで授業ができるように進めていきたいということで、こういった3年計画を学校に示しながらそれに合った研修計画を立てたり、来年はその目標にあった研修計画を立てながら一応年度ごとに全教員が同じスキルをベースに進めていきたいと思っております。

**○井上委員** 令和3年、4年、5年の年度ごとの個別の計画をお示しいただいておりますが、令和3年度には全教員がICTを活用した授業ができる。活用したというのはどの程度の部分を使って示していくのか。例えば教科によって、国語の教科はこういうような使い方をしていくのですよというような。算数が得意で算数の有効的な活用の仕方はこういうところにポイントを置いていくのだとかそういうのが分かれば。ここでは示せないと思っておりますが、そういうところが分かりやすく出ているとこんなふうに進んでいくのだなというのが分かりますし、保護者からみてもこんなことをやっているのかというのが分かると思うのです。保護者のネットワークじゃないのですが、どここの学校はやってくれているけれども、ここはやってないですよとか耳にするのですよね。学校格差、先生格差というのはあるのではないかと声を聞いたりするので、それは当然出てくると思うのですが、令和3年は具体的なこんなことを目標にやっていますよとか、令和4年には子供同士の学び合いにICTを活用しますよとか、具体性が載せてあると分かりやすくなるのではないかなと思っております。

**○教育指導課長** ありがとうございます。井上委員からの御指摘いただいたようにいろいろな人が見て分かるような示し方が必要かなと思っております。私たちの考えとしては、学校現場がどういうふうに活用するかというのを考えていってもらいたいという幅を持たせているということが一つ。学校現場でどういった活用するためにどんなスキルを身に付けていくのかということも学校現場の中で考えていただきながら、ICT支援員から学校現場の中で校内研修をしていただいているので、一律にドリルパークが使えるようになりました。とかいろいろなソフトウェアが入っていますが、このソフトが使えるようになりましたとか、本当に一つ一つの技術ができましたということではなくて、その学校の中で必要な教育課程に関わる学校の中で子供たちにこういう力をつけたいから今この学校ではこういう学習の中でこういう活用を重点的にやっていきたいと思いますよとか、学校の中で考えられる幅を持っていき

たいなと思っております。その中でも具体性のあるところが、学校現場の先生方にもそうですし、保護者の方にも伝わるようにしていきたいと思っております。

**○吉田委員** ちょうどこのICT活用の真ん中に端末を日常的に持ち帰り、家庭学習に活用と令和4年度に書いてありますが、家庭学習の範囲はどの範囲を想定されているのか、学校からもらってきた宿題がそうなるのか、プラスアルファの予習復習ができるようになるのかということなのか、教えてください。

**○教育指導課長** 家庭学習の活用についてですが、吉田委員がおっしゃっていただいた 것처럼かといえば、学校での学びをどんどん復習とか予習しながら自分のものに広げていくことが大事なので、最終的な目標としては自分で主体的にもっとこういうところをやりたい、もっとこういうことを練習したいという思いの中で活用してもらいたいと思っておりますが、最初から全員がそのようにはいかない中で、学校からある程度具体的な課題を出してそこになじむ場合もあると思っておりますので、両面はありますけれども、二つ目の活用の仕方が必要だと思っております。

**○益田委員** 先日、チャット機能を使ったいじめが原因で自殺をしてしまったお子さんのニュースを見たのですが、授業で使うだけではなくて、子供たちのほうが大人よりも先に使いこなしてしまうことがあると思うのです。保護者も含めた子供たちに対する情報リテラシー等々の勉強の時間は取られているのでしょうか。

**○教育指導課長** 先日の事件は痛ましいもので、至急学校に情報共有をしながら、事案がなぜ起きたということをしっかり伝えて、本市としては起きえないという仕組みのことは確認しています。それよりもインターネットを扱う子供たちがしっかりルールマナーを身に付けていくことが大事で、そういった研修も今このために行うわけではなく、ICT教育を進めていく上で情報モラルとして学習していただく内容とか計画は作られていますのでそこは学校に提示しているところですので、学校にもしっかり子供たちの発達に合わせながら指導していきたいと考えています。

**○吉田委員** 就学援助家庭にルーター援助と書いてありますが、就学援助を受けるところまではいっていないけれど経済的に厳しい御家庭というのもあると思うのですが、そのような御家庭の子供をどのように把握して、どのような支援ができるのかということをお伺いしたいのですが。

**○教育指導課長** 今年度は、緊急時の必要性があつての対応となっておりますが、来年度以降平常時になった場合にそれでもやはり通信環境がない家庭があるかと思っておりますので、そこについては今年9月に行われた調査によりますと3.3パーセントで全児童生徒の430人がそこに該当しています。430人のうち、その中で就学援助を受けている御家庭も何件か把握しておりますけれども、確かに就学援助の家庭だけの支援で良いのかということだけでなく、事情のある家庭もありますので、そういった家庭の支援も含めて来年度以降どういった支援を行政としてやっていくのかというのは検討していきたいと思っております。今年度の調査でいくと3.3パーセントとなっておりますので、来年度も同等のアンケートを行いながら家庭の通信環境のない家庭に対する支援の在り方というのは考えていきたいです。

(意見)

**○吉田委員** 国の施策でこういうインターネットを使った教育が必ず必要で、子供のためにもどんどん進めていくようでしたら、家庭の環境によらない資源の提供が必要だと思います。今、伺ったところ国からのいろいろなルーター関係の予算は出ていないように伺いましたが、出ていない中で厳しいかもしれませんが義務教育ですし、子供の教育に関しては将来を担う子供たちのためにできる限りのことはしたいと思いますので、家庭の格差が教育の格差につながらないようにということで、Wi-Fiのルーター等は皆に同じように提供できたら良いと思います。教科書を買える家庭は自分で買ってください。就学援助の家庭は差し上げますではないですよ。今後教育に必ず必要になるものでしたら提供が望ましいのではないかとこのように思います。

また、就学援助とか保護者にスキルがない家庭には、Wi-Fiとか提供する以上に子供たちへの技術的な支援ですよ。学習支援と同様にそういう子供たちにはよく使いこなせるように、また保護者の目が行き届かないときでもしっかりと勉強できるようなそんな状況を作れたらと思います。以前に目標のところで家庭で見てもらえない子供たちが、そこで端末を使いながらボランティアさんでもいいから教えてもらうというところがあると良いなという話が出ましたが、そのような形で少し学習支援ができればより子供たちの中の格差が無くなっていくのではないかと思います。格差を広げていくことになってはいけないなということが一番気になります。

**○益田委員** Wi-Fiルーターがない御家庭のお子さんと、親がずっとついてオンライン授業も見られる御家庭の格差が広がってしまうというのを懸念しています。Wi-Fi環境は平等にするべきだとは思いますが、そこにはそのルーターを貸し出した時には家族もつないでしまうとかそういう細かいところの不満が出てしまう可能性があると思います。聞いた話では、パソコンとルーターをセットにして貸し出している地域もあって、それはそのルーターはそのパソコンにしかつながらなくなっているという地区がありました。例えば、貸し出すルーターは制限のあるルーターを貸し出すであるとか、そういうところで問題を解消していったらいいのではないかと思います。また、この問題は教育だけで考えるのではなくて、Wi-Fi環境というのは子供たちだけが必要なのではなくて、お年寄りや高齢者のかた、小田原市全体に関わることでありますので、教育の場だけではなくて小田原市全体のフリーWi-Fiを使える場所を増やしていく予算を教育だけではなく、ここから発信して行ってほしいなと思います。

**○井上委員** 吉田委員と益田委員と同じような意見になりますが、基本的には公共機関からのWi-Fi環境ということが必要だとは思いますが、今の時点で例えば児童生徒12,961人になってくるとルーター貸し出すと1件どれくらいになるのかなと考えるとかなりの金額になってくると思うのです。現在、96.7パーセントがつながっているということであれば、やはり3.3パーセントのないところにスタートをかけていく、なんとか横並びにできるように援助をしていく。ただこれが技術革新だとか環境が整備されてくると、各家庭に負担のないような形で通信的なものが進んでくるのかな。その時点で行政が益田委員言われたように小



田原市として全体的に教育の問題だけでなく全体的に使えるような形がそこに追いついてくるのかなど。すぐにといいわけにはいかないけれどここ2、3年の間に何とかつなぎをすための3.3パーセントのところは手厚くつないであげて何とかそこだけは格差が生まれなような形にしながら、100パーセントの形になるような形がとれなかなど。それまで辛抱してつなげられないかなどというか。どちらの意見をとっても難しい問題だなと率直に思いました。

**○森本委員** オンライン授業、家庭の通信環境に関しては、授業内容の理解の仕方に差がつかないのが前提に行うことが望ましいと思います。実際に子供たちがICTを活用して理解できているか。力がついているか。その判断をしていくのは、やはり先生方であるのではないかなどと思います。今後より一層子供たちと先生方との密接な見守りの関係が必要になってくるのではないかなどと思います。

(その他質疑・意見等なし)

**○柳下教育長** 委員の皆さまから貴重な意見をいただきました。一人ひとりどの子も確実に力をつけていくためにはどういうふうにすればいいかというのを、御意見を参考に考えさせていただきたいと思います。森本委員におかれましては、本日が最後ということで、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

---

## 7 教育長閉会宣言

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）